

「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」における風倒被害木の取扱いについて

風倒被害木における木質バイオマスの該当区分と、根拠となる書類は、以下の表のとおりです。

分 類		該当区分	根拠書類	備考
民有林	保安林	森林経営計画の対象森林 損傷木等	間伐材等由来の木質バイオマス	保安林内立木伐採許可決定通知書又は、保安林内択伐届出書、保安林内間伐届出書(受理通知書がある場合は受理通知書、ない場合は都道府県の受領印押印済の届出書)等
		森林法施行規則第60条第1項第3号に定める倒木又は枯死木	間伐材等由来の木質バイオマス	森林経営計画認定書
	それ以外	損傷木等	間伐材等由来の木質バイオマス	保安林内立木伐採許可決定通知書又は、保安林内択伐届出書、保安林内間伐届出書(受理通知書がある場合は受理通知書、ない場合は都道府県の受領印押印済の届出書)等
		森林法施行規則第60条第1項第3号に定める倒木又は枯死木	間伐材等由来の木質バイオマス	都道府県又は市町村の独自の証明書
	森林経営計画対象森林		間伐材等由来の木質バイオマス	森林経営計画認定書
	上記以外		一般木質バイオマス	伐採届又は事業者独自の証明書
国有林	国有林野施業実施計画等対象森林		間伐材等由来の木質バイオマス	森林管理署等との売買契約書
	上記以外		一般木質バイオマス	森林管理署等との売買契約書